

消費者行政に係る意思表示

近年、消費者を取り巻く環境は、インターネットを利用したサービスの普及により大きく変化し、生活の利便性が向上している一方で、消費者トラブルは複雑・多様化しています。

本市では、このような消費者トラブルに対応するため「大館市消費生活センター」を設置しており、消費生活相談員が様々な相談に応じ、問題解決のための助言や、あっせんによる被害回復を行なっています。

また、消費者被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図るため、市の広報紙や出前講座などによる消費者教育や啓発活動を実施しております。

今後も、市民の安全・安心な消費生活の実現を目指して、消費者行政を推進してまいります。

令和7年2月3日

大館市長 石田 健佑